

平成25年度事務事業評価シート

◎基本情報

事務事業名	女性子ども支援事業		担当部署	健康福祉部 人権推進課(室)	
総合計画体系			根拠法令計画など	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律, 鳴門パートナーシッププランⅡ(セカンド)ステージ	
基本政策(大項目)	2	ずっと笑顔で生きがいを感じるまちづくり	事業期間	開始	平成 ▼ 13 年度
政策(中項目)	1	ひとにやさしく健康で安らげるまち なると			終期
(小項目)		男女共同参画			
施策	2	男女共同参画社会の実現			
基本事業	3	女性に対する暴力の防止・被害者支援の充実			

◎事業概要(PLAN)

事業対象	誰(何)を対象にしているか	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理														
事業目標	対象をどのような状態にしたい(目指す)のか	市内外のDV被害者等相談、支援、救済が必要な市民														
成果目標	事業目標の達成度合	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>指標名</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>DV被害者等からの相談(電話での相談を含む)へ対応・支援などをした件数</td> <td>2,200</td> <td>3,300</td> <td>3,600</td> <td>4,000</td> <td>4,600</td> <td>件</td> </tr> </table>	指標名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位	DV被害者等からの相談(電話での相談を含む)へ対応・支援などをした件数	2,200	3,300	3,600	4,000	4,600	件
指標名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位										
DV被害者等からの相談(電話での相談を含む)へ対応・支援などをした件数	2,200	3,300	3,600	4,000	4,600	件										

◎実施結果(DO)

事業実施内容	24年度は目標を達成するため、手段としてどのような活動を行ったのか	DV被害者に子どもがいるケースが90%と高く、母子双方を同時に支援できる体制を整備するため、家庭児童相談員2人に加え、子ども支援員を1名増員し対応した。相談案件で緊急性や危険を伴うものについては、関係機関と連携し、警察や病院への通報や県子ども女性相談センター及び民間シェルターに同行するなどの対応を行った。「男女共同参画推進条例」の制定に向けた条例策定審議会を5回開催し、条例の策定に向けた検討を行うとともに、この取り組みを契機として、H25.2.3に「男女参画社会づくり in NARUTO」シンポジウムを開催した。近隣自治体へのDV被害者支援事業の理解を得るための基礎データづくりや相談内容及び支援内容を統計的に分析することで、効率的な相談対応・支援の充実につなげるため、各種項目での集計・分析ができる「女性相談管理システム」を導入した。						
事業実施手法		<input checked="" type="checkbox"/> 市実施 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他						
指標名		23年度実績	24年度実績	25年度目標	26年度目標	27年度目標	単位	
活動指標 実施した事業の活動量を示す指標	1	DV被害者等からの相談(電話での相談を含む)件数	3,086	3,658	3,600	4,000	4,600	件
	2	出張DV防止講座や広報なるとでDV防止記事の掲載によるDV予防啓発回数	14	15	18	20	20	回
成果指標 対象にどのような効果があつたか示す指標	DV被害者等からの相談(電話での相談を含む)へ対応・支援などをした件数		3,080	3,658	—	—	—	件
	目標達成率(実績/目標)			110.8	—	—	—	%

コスト分析		23年度実績	24年度実績	25年度	26年度	27年度	単位
事業費 (財源内訳の合計)		6,149	14,173	7,529	7,529	7,529	千円
財源内訳	国	0	0	0	0	0	
	県	3,851	8,475	6,165	2,661	2,661	
	地方債	0	0	0	0	0	
	その他	100	5,414	0	0	0	
	一般財源	2,198	284	1,364	4,868	4,868	
事業にかかる人件費 (人件費内訳の合計)		18,839	18,839	24,895	26,918	26,918	人
人件費内訳	正規職員(6,721千円/人)	1.9	1.9	2.5	2.5	2.5	
	臨時職員等(2,023千円/人)	3.0	3.0	4.0	5.0	5.0	
総事業費 (事業費と事業にかかる人件費の合計)		24,988	33,012	32,424	34,447	34,447	千円

【事務事業名：女性子ども支援事業】

◎平成25年の実施状況(DO)

現在の実施状況	①DV被害者女性に加え、その子どもへのワンストップ支援体制をさらに充実させるため、子ども支援員を引き続き1名配置する。②フェミニストカウンセラーによる女性相談カウンセリングを前年度と同回数を確保し、質の高い相談業務を維持する。③「男女共同参画推進条例」の制定に向けた検討を引き続き行い、今年度を目標に公布・制定する。④相談内容及び支援内容を統計的に分析することで、効率的な相談対応・支援の充実につなげる「女性相談管理システム」を活用し、女性子ども支援センターでのDV被害者相談の受入・支援実績を集計するとともに近隣自治体へ事業展開への理解を求めていく。⑤早期のDV防止啓発と男女共同参画への理解の重要性に鑑み、市内中学校や高校の生徒、大学生を対象としたデートDV講座を実施する。⑥性同一性障がいに対する相談窓口を開設・充実させ、性別をこえた各種支援体制の確立を目指す。
----------------	--

◎項目別評価(CHECK)

事務事業の評価	1.必要性の評価		理由等所見欄
	8	<input checked="" type="checkbox"/> ① 廃止した場合に支障が出る。	DV法でDV相談センター設置とDV防止基本計画の策定の努力義務が規定され、本市の設置・策定は四国において先駆的である。また内閣府も相談センターの新設増加に取り組んでいる。
		<input checked="" type="checkbox"/> ② 施策 男女共同参画社会の実現 の達成につながる事業である。	
		<input checked="" type="checkbox"/> ③ 税金で実施するにふさわしい事業で、市民への説明責任も果たせる。	
		<input checked="" type="checkbox"/> ④ 市民の基本的な生活の維持・確保に必要不可欠な事業である。	
		<input checked="" type="checkbox"/> ⑤ 行政内部の管理上必要不可欠な事業である。	
	/10	<input type="checkbox"/> ⑥ 法令により実施することが義務づけられている事業である。	
	2.有効性の評価		理由等所見欄
	8	<input checked="" type="checkbox"/> ① 市民生活上の課題解決に貢献している。	近年、DV問題は社会現象化しており、市民にも認知され、相談件数・人数増加が著しく、高齢者や障がい者虐待等とも連携した被害者支援業務の充実・拡大が求められている。
		<input checked="" type="checkbox"/> ② 事業目標が達成できるような事業内容になっている。	
		<input checked="" type="checkbox"/> ③ 事業対象は適切である。	
		<input checked="" type="checkbox"/> ④ 成果目標が達成され、市民に具体的に説明できるような効果があがっている。	
<input checked="" type="checkbox"/> ⑤ 現在の事業費で、事業の見直しによる成果向上の余地はない。			
/10	<input type="checkbox"/> ⑥ 現在の事業費で、事業の見直しによる成果向上の余地はない。		
3.効率性の評価		理由等所見欄	
8	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業実施手法は適切である。	3人の相談員は男女共同参画政策も担当し、業務量も多い。DV被害者支援業務も拡大する一方で、人的配置の拡充が不可欠である。	
	<input checked="" type="checkbox"/> ② 事業費を削減する余地はない。		
	<input checked="" type="checkbox"/> ③ 作業手順の改善などによる人件費削減の余地はない。		
	<input checked="" type="checkbox"/> ④ 受益者負担や補助金の割合に問題はない。		
	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤ 効率性向上の余地はない。		
/10	<input type="checkbox"/> ⑥ 効率性向上の余地はない。		

◎今後の方向性(ACTION)

課題	藍住町とのDV被害者支援協定や民間シェルターへの緊急一時保護事業委託、家庭児童相談員・子ども支援員を配置した児童虐待との並行支援、フェミニストカウンセラーによるカウンセリングなどの取り組みを進めているが、事業を展開するための財源と人員の確保が急務である。今後は、藍住町以外の近隣市町村との支援協定を締結するとともに、DV被害者の緊急一時保護施設を複数確保するなど、ソフト・ハード両面で徳島県北部のDV被害者支援を担っていくよう拡大を図る必要がある。				
今後の方向性	1.廃止	2.要改善	3.現状維持	4.拡充	2
↓「廃止」・「要改善」・「拡充」の場合は以下の欄に記入してください。					
今後の改革案	実施予定時期	平成26年度 ▼ 月未定 ▼			
	どのように改革するのか	板野郡内の藍住町を除く町に対し、当該町内でのDV被害者の存在と被害者支援の必要性を理解いただき、DV被害者支援協定の締結を働きかけ、一時保護事業および女性のためのカウンセリング事業の一部負担やDV被害者の自立支援の協力体制の構築を目指す。 また、民間施設を活用したDV被害者の緊急一時保護施設を複数確保する。			